

制度の主旨

グループ保険制度は、京都市町村職員共済組合の組合員(短期組合員を除く)とその家族に対し、生活安定と福祉向上を目的として、運営を行っております。

制度の位置付け

京都市町村職員共済組合の「長期給付事業」「短期給付事業」を補完する制度です。

長期給付事業

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金形式や一時金での保障を行います。

グループ保険きずな

きずなプラス

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保障を行います。

きずな医療

きずな医療プラス

きずな傷害

就業不能充実コース

傷害充実コース

医療充実コース

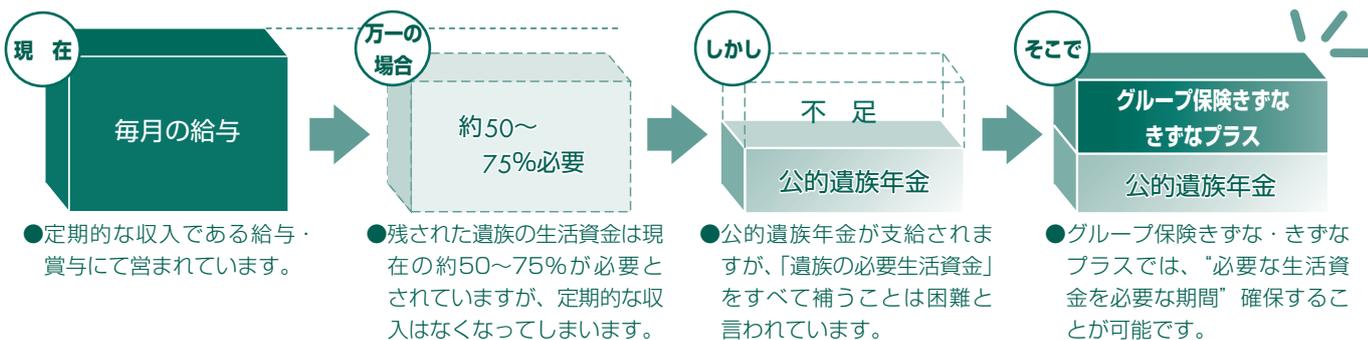
三大成人病充実コース

三大成人病長期療養コース

ふれ愛

グループ保険きずな・きずなプラスの主旨

■主旨



〈参考〉各年代の不足額一覧表

年齢区分	平均給与 (平均給料+概算諸手当額)	遺族必要生活費 [平均給与の50%~75%]	公的遺族年金月額 (モデル例)	必要補完額(月額)
~25歳	約 22.5 万円	約 16.8 万円	約 2.6 万円	約 14.2 万円
26~30歳	約 27.7 万円	約 20.8 万円	約 3.0 万円	約 17.8 万円
31~35歳	約 32.1 万円	約 24.0 万円	約 10.8 万円	約 13.2 万円
36~40歳	約 43.2 万円	約 28.4 万円	約 13.9 万円	約 14.5 万円
41~45歳	約 43.2 万円	約 32.4 万円	約 14.3 万円	約 18.1 万円
46~50歳	約 46.9 万円	約 35.2 万円	約 15.4 万円	約 19.8 万円
51~55歳	約 46.9 万円	約 37.2 万円	約 12.6 万円	約 24.6 万円
56~60歳	約 47.8 万円	約 26.4 万円	約 12.5 万円	約 13.9 万円

※出典元：総務省「令和3年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

制度運営の仕組み

制度のしくみ

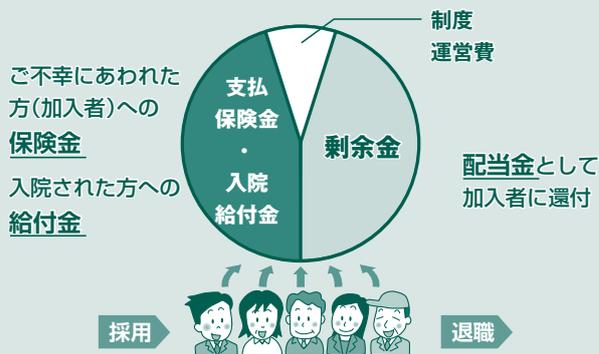
グループ保険制度は、京都市町村職員共済組合が保険会社と独自に団体契約をしている制度で、制度内容は組合員とその家族の方に最適なものを選定し採用している1年ごとに収支計算を行う保険です。

共済組合が契約しているため団体割引が適用され、お手頃な掛金となっています。

配当金のしくみ

収支計算は1年ごとに行います。加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースです。



お支払い状況と配当率

令和3年度のお支払い状況

グループ保険きずな	4件	5,300万円
きずなプラス	2件	310万円
きずな医療	441件	約1,797万円
就業不能充実コース	5件	40万円

令和3年度の配当率

グループ保険きずな	約47.9%
きずなプラス	約51.3%
きずな医療	約26.8%
就業不能充実コース	約11.4%

※ この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

※ 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※ 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

当制度は、共済組合員の相互扶助制度です。一人でも多くの方にご加入いただくことによって、制度の安定につながります。みなさまのご加入をぜひご検討願います。

請求方法



よくある質問

Q どうして掛金がお手頃なの？

A 組合員の福利厚生のために、共済組合が契約者となっているため、団体保険のスケールメリットにより掛金がお手頃です。

Q 加入内容の変更はできるの？

A 年に一度、各職場宛てに加入内容（兼申込用紙）が届きます。単年度更新のためライフスタイルに合わせて、毎年加入内容を見直せます。

基本制度

意向確認
【ご加入前のご確認】

グループ保険きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

グループ保険きずな

配当金対象

グループ保険きずな【生命保険】

子ども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

■月払のみコース 保障内容【加入対象区分:本人・配偶者・子ども】

加入対象区分	コース	死亡・高度障害のとき		
		年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	受取期間	年金月額
本人	W	6,000 万円	30 年 約	19.0 万円
	X	5,500	30	17.4
	Y	5,000	30	15.8
	Z	4,500	30	14.2
	A	4,000	25	14.8
	B	3,500	20	15.8
	C	3,000	20	13.5
	D	2,500	15	14.7
	E	2,000	15	11.7
	F	1,500	10	12.9
	G	1,000	10	8.6
配偶者	1,000 万円	1,000	年金形式の取扱いはありません。 (一時金のみの取扱いとなります。)	
	800	800		
	500	500		
子ども	1口	400		

グループ保険きずな受取りイメージ

例: W コース



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年金の受取期間は2~30年の1年単位で設定できますが、その場合は左記年金額とは異なります。

(ご注意)

- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
- ・配偶者・子どもの保険金受取は一時金のみです。
- ・実際の加入者数により適用となる掛金は変動する可能性があります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

■月払のみコース 月額掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
			(S63,42~H21,41)	(S58,42~S63,41)	(S53,42~S58,41)	(S48,42~S53,41)	(S43,42~S48,41)	(S38,42~S43,41)	(S33,42~S38,41)	(S28,42~S33,41)
			月額							
本人	W	男性	4,660	5,920	8,020	11,740	17,980	27,400	—	—
		女性	3,040	5,080	6,100	8,920	12,580	16,720	—	—
	X	男性	4,280	5,435	7,360	10,770	16,490	25,125	—	—
		女性	2,795	4,665	5,600	8,185	11,540	15,335	—	—
	Y	男性	3,900	4,950	6,700	9,800	15,000	22,850	—	—
		女性	2,550	4,250	5,100	7,450	10,500	13,950	—	—
	Z	男性	3,520	4,465	6,040	8,830	13,510	20,575	—	—
		女性	2,305	3,835	4,600	6,715	9,460	12,565	—	—
	A	男性	3,140	3,980	5,380	7,860	12,020	18,300	—	—
		女性	2,060	3,420	4,100	5,980	8,420	11,180	—	—
	B	男性	2,760	3,495	4,720	6,890	10,530	16,025	—	—
		女性	1,815	3,005	3,600	5,245	7,380	9,795	—	—
	C	男性	2,380	3,010	4,060	5,920	9,040	13,750	21,490	—
		女性	1,570	2,590	3,100	4,510	6,340	8,410	11,410	—
	D	男性	2,000	2,525	3,400	4,950	7,550	11,475	17,925	—
		女性	1,325	2,175	2,600	3,775	5,300	7,025	9,525	—
	E	男性	1,620	2,040	2,740	3,980	6,060	9,200	14,360	—
		女性	1,080	1,760	2,100	3,040	4,260	5,640	7,640	—
	F	男性	1,240	1,555	2,080	3,010	4,570	6,925	10,795	15,985
		女性	835	1,345	1,600	2,305	3,220	4,255	5,755	7,750
G	男性	860	1,070	1,420	2,040	3,080	4,650	7,230	10,690	
	女性	590	930	1,100	1,570	2,180	2,870	3,870	5,200	
H	男性	480	585	760	1,070	1,590	2,375	3,665	5,395	
	女性	345	515	600	835	1,140	1,485	1,985	2,650	

■月払のみコース 月額掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
			(S.63.4.2~H.20.4.1)	(S.58.4.2~S.63.4.1)	(S.53.4.2~S.58.4.1)	(S.48.4.2~S.53.4.1)	(S.43.4.2~S.48.4.1)	(S.38.4.2~S.43.4.1)	(S.33.4.2~S.38.4.1)	(S.28.4.2~S.33.4.1)
			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
配偶者	1,000万円	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130	10,590
		女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100
	800万円	男性	608	776	1,056	1,552	2,384	3,640	5,704	8,472
		女性	392	664	800	1,176	1,664	2,216	3,016	4,080
	500万円	男性	380	485	660	970	1,490	2,275	3,565	5,295
		女性	245	415	500	735	1,040	1,385	1,885	2,550
子ども	1口	—	3~22歳(H.13.4.2~R.3.4.1) 1人につき 一律月額掛金 280円							

■保険年齢71歳以上の保障内容・保険料

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
			(S.27.4.2~S.28.4.1)	(S.26.4.2~S.27.4.1)	(S.25.4.2~S.26.4.1)	(S.24.4.2~S.25.4.1)	(S.23.4.2~S.24.4.1)	(S.22.4.2~S.23.4.1)	(S.21.4.2~S.22.4.1)	(S.20.4.2~S.21.4.1)	(S.19.4.2~S.20.4.1)	(S.18.4.2~S.19.4.1)
本人	H	男性	7,040	7,785	8,640	9,635	10,810	12,195	13,835	15,765	17,990	20,510
		女性	3,485	3,875	4,335	4,835	5,385	6,005	6,725	7,595	8,645	9,910
配偶者	500万円	男性	6,940	7,685	8,540	9,535	10,710	12,095	13,735	15,665	17,890	20,410
		女性	3,385	3,775	4,235	4,735	5,285	5,905	6,625	7,495	8,545	9,810

- ・ 配偶者および子どもの掛金は月払のみです。
- ・ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和5年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

- ・ 本人で61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が3,000万円以下での加入となります。また、66歳以上の方は1,500万円以下での加入となります。本人、配偶者で71歳以上の方は500万円までの加入となります。
- ・ 本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。
- ・ 本人の月額掛金に制度運営費(月額100円)が含まれております。

次ページに「ボーナス併用コース」が記載されています

■ ボーナス併用コース 保障内容 【加入対象区分：本人】

加入対象区分	コース	死亡・高度障害のとき						
		合計年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額給付部分			ボーナス給付部分		
			受取期間	年金月額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	受取期間	ボーナス時給付額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)
本人	Y1	6,000万円	30年	約15.8万円	5,000万円	30年	約19.0万円	1,000万円
	Z2	6,000	30	14.2	4,500	30	28.5	1,500
	Z1	5,500	30	14.2	4,500	30	19.0	1,000
	A2	5,500	25	14.8	4,000	25	33.3	1,500
	A1	5,000	25	14.8	4,000	25	22.2	1,000
	B3	5,000	20	15.8	3,500	20	40.7	1,500
	B2	4,500	20	15.8	3,500	20	27.1	1,000
	C2	4,500	20	13.5	3,000	20	40.7	1,500
	B1	4,000	20	15.8	3,500	20	13.5	500
	C1	4,000	20	13.5	3,000	20	27.1	1,000
	D1	3,500	15	14.7	2,500	15	35.3	1,000
	E1	3,000	15	11.7	2,000	15	35.3	1,000
	F1	2,000	10	12.9	1,500	10	25.8	500
	G1	1,500	10	8.6	1,000	10	25.8	500
H1	800	5	8.4	500	5	30.3	300	

グループ保険きずな受取りイメージ

例：Y1 コース



※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年金の受取期間は2～30年の1年単位で設定できますが、その場合は左記年金額とは異なります。

（ご注意）

- ・実際の加入者数により適用となる掛金は変動する可能性があります。
- ・ボーナス払部分のみの加入はできません。
- ・半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

■ ボーナス併用コース 月額掛金およびボーナス払掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	15~35歳 (S63.4.2~H21.4.1)		36~40歳 (S58.4.2~S63.4.1)		41~45歳 (S53.4.2~S58.4.1)		46~50歳 (S48.4.2~S53.4.1)		51~55歳 (S43.4.2~S48.4.1)		56~60歳 (S38.4.2~S43.4.1)		61~65歳 (S33.4.2~S38.4.1)		66~70歳 (S28.4.2~S33.4.1)	
			月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払
			本人	Y1	男性	3,900	4,610	4,950	5,880	6,700	8,000	9,800	11,760	15,000	18,060	22,850	27,570	-
女性	2,550	2,970			4,250	5,030	5,100	6,060	7,450	8,910	10,500	12,600	13,950	16,790	-	-	-	-
Z2	男性	3,520		6,915	4,465	8,820	6,040	12,000	8,830	17,640	13,510	27,090	20,575	41,355	-	-	-	-
	女性	2,305		4,455	3,835	7,545	4,600	9,090	6,715	13,365	9,460	18,900	12,565	25,185	-	-	-	-
Z1	男性	3,520		4,610	4,465	5,880	6,040	8,000	8,830	11,760	13,510	18,060	20,575	27,570	-	-	-	-
	女性	2,305		2,970	3,835	5,030	4,600	6,060	6,715	8,910	9,460	12,600	12,565	16,790	-	-	-	-
A2	男性	3,140		6,915	3,980	8,820	5,380	12,000	7,860	17,640	12,020	27,090	18,300	41,355	-	-	-	-
	女性	2,060		4,455	3,420	7,545	4,100	9,090	5,980	13,365	8,420	18,900	11,180	25,185	-	-	-	-
A1	男性	3,140		4,610	3,980	5,880	5,380	8,000	7,860	11,760	12,020	18,060	18,300	27,570	-	-	-	-
	女性	2,060		2,970	3,420	5,030	4,100	6,060	5,980	8,910	8,420	12,600	11,180	16,790	-	-	-	-
B3	男性	2,760		6,915	3,495	8,820	4,720	12,000	6,890	17,640	10,530	27,090	16,025	41,355	-	-	-	-
	女性	1,815		4,455	3,005	7,545	3,600	9,090	5,245	13,365	7,380	18,900	9,795	25,185	-	-	-	-
B2	男性	2,760		4,610	3,495	5,880	4,720	8,000	6,890	11,760	10,530	18,060	16,025	27,570	-	-	-	-
	女性	1,815		2,970	3,005	5,030	3,600	6,060	5,245	8,910	7,380	12,600	9,795	16,790	-	-	-	-
C2	男性	2,380		6,915	3,010	8,820	4,060	12,000	5,920	17,640	9,040	27,090	13,750	41,355	-	-	-	-
	女性	1,570		4,455	2,590	7,545	3,100	9,090	4,510	13,365	6,340	18,900	8,410	25,185	-	-	-	-
B1	男性	2,760		2,305	3,495	2,940	4,720	4,000	6,890	5,880	10,530	9,030	16,025	13,785	-	-	-	-
	女性	1,815		1,485	3,005	2,515	3,600	3,030	5,245	4,455	7,380	6,300	9,795	8,395	-	-	-	-
C1	男性	2,380		4,610	3,010	5,880	4,060	8,000	5,920	11,760	9,040	18,060	13,750	27,570	-	-	-	-
	女性	1,570		2,970	2,590	5,030	3,100	6,060	4,510	8,910	6,340	12,600	8,410	16,790	-	-	-	-
D1	男性	2,000	4,610	2,525	5,880	3,400	8,000	4,950	11,760	7,550	18,060	11,475	27,570	-	-	-	-	
	女性	1,325	2,970	2,175	5,030	2,600	6,060	3,775	8,910	5,300	12,600	7,025	16,790	-	-	-	-	
E1	男性	1,620	4,610	2,040	5,880	2,740	8,000	3,980	11,760	6,060	18,060	9,200	27,570	14,360	43,210	-	-	
	女性	1,080	2,970	1,760	5,030	2,100	6,060	3,040	8,910	4,260	12,600	5,640	16,790	7,640	22,850	-	-	

■ ボーナス併用コース 月額掛金およびボーナス払掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	15～35歳 (S63.4.2～H21.4.1)		36～40歳 (S58.4.2～S63.4.1)		41～45歳 (S53.4.2～S58.4.1)		46～50歳 (S48.4.2～S53.4.1)		51～55歳 (S43.4.2～S48.4.1)		56～60歳 (S38.4.2～S43.4.1)		61～65歳 (S33.4.2～S38.4.1)		66～70歳 (S28.4.2～S33.4.1)	
			月額	ボーナス払	月額	ボーナス払	月額	ボーナス払										
			本人	F1	男性	1,240	2,305	1,555	2,940	2,080	4,000	3,010	5,880	4,570	9,030	6,925	13,785	10,795
女性	835	1,485			1,345	2,515	1,600	3,030	2,305	4,455	3,220	6,300	4,255	8,395	5,755	11,425	—	—
G1	男性	860		2,305	1,070	2,940	1,420	4,000	2,040	5,880	3,080	9,030	4,650	13,785	7,230	21,605	10,690	32,090
	女性	590		1,485	930	2,515	1,100	3,030	1,570	4,455	2,180	6,300	2,870	8,395	3,870	11,425	5,200	15,455
H1	男性	480		1,383	585	1,764	760	2,400	1,070	3,528	1,590	5,418	2,375	8,271	3,665	12,963	5,395	19,254
	女性	345		891	515	1,509	600	1,818	835	2,673	1,140	3,780	1,485	5,037	1,985	6,855	2,650	9,273

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝令和5年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・本人で61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が3,000万円以下での加入となります。また、66歳以上の方は1,500万円以下での加入となります。
本人、配偶者で71歳以上の方は500万円までの加入となります。
・本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。
・本人の月額掛金に制度運営費(月額100円)が含まれております。

新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください